

○総務省告示第三百三十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣 山本 早苗

第一項第三号中「平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定する」を削り、「及び動物検知通報システム用」を「並びに人・動物検知通報システム用」に改める。